第４　細則
１　弁済の場所
本協定第３に基づく弁済を行う場合、当該弁済は、協定債権者らの指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
２　弁済額の計算
本協定第３に基づく弁済を行う場合、各協定債権者に対する弁済額は、１円未満を切り捨て計算する。
（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２１号

愛知県高浜市田戸町２丁目２番地44
清算株式会社　三州野安株式会社
代表清算人　野口　安則
１　決定年月日　令和８年２月25日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から１月以内に、協定債権者株式会社日本政策金融公庫に対し、弁済原資である金3,584,995円を支払う。
２　前項に基づく弁済は、協定債権者株式会社日本政策金融公庫の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は清算会社の負担とする。
３　協定債権者碧海信用金庫及び清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定したときをもって、協定債権者碧海信用金庫が清算株式会社に対して有する貸金債権と、清算株式会社が協定債権者碧海信用金庫に対して有する出資金返還請求債権とを対当額で相殺することを合意する。
４　清算株式会社は、第２項に定める弁済を実施した時に、各協定債権者が清算会社に対して有するその余の債権全額（但し、前項に基づき相殺される部分を除く。）の免除を受ける。
５　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、協定債権者株式会社日本政策金融公庫に対し、必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合、各債権者が前項の弁済の後にした残債権の免除は、新たにされた弁済の限度で撤回されたものとする。
６　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は随時これを支払う。

名古屋地方裁判所岡崎支部

包括的禁止命令

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

令和８年（再）第１号

東京都文京区本駒込４丁目41番４号
再生債務者　ジュピターコーヒー株式会社
決定の要旨　令和８年２月13日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
令和８年２月25日

東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始